

## 府中市消防団応援の店事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中市消防団員（以下「団員」という。）を確保し、地域防災力の充実強化を図ることを目的として、市内の店舗等が団員及びその団員と同居する家族（以下「その家族」という。）等に対し優遇措置を行う府中市消防団応援の店事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 店舗等 府中市内の店舗、事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 府中市消防団応援の店 団員及びその家族等に対し、店舗等が自ら定めた優遇措置を実施するものとして府中市長（以下「市長」という。）が認めた店舗等（以下「消防団応援の店」という。）をいう。
- (3) 府中市消防団応援の店表示証 消防団応援の店に交付する表示証をいう。
- (4) 優遇措置 代金の割引、特典の付与及びその他消防団応援の店が実施する団員及びその家族等に対する支援をいう。

(申請)

第3条 消防団応援の店として認定を受けようとする店舗等は、府中市消防団応援の店認定申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(審査)

第4条 市長は、前条に規定する申請があったときは、次に掲げる基準により審査を行い、消防団応援の店の認定又は不認定を決定したときは、府中市消防団応援の店（認定・不認定）通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

- (1) 公序良俗に反する活動を行う店舗等でないこと。
- (2) 宗教活動及び政治活動を行う店舗等でないこと。
- (3) 優遇措置の内容が明確であること。
- (4) 優遇措置の内容が全ての団員及びその家族を対象としていると認められること。
- (5) 団員及びその家族が優遇措置を受けることができる期間がおおむね1年以上継続することが見込まれること。

(表示証の交付)

第5条 市長は、前条の規定により消防団応援の店として認定したときは、当該消防団応援の店に対し、府中市消防団応援の店表示証を交付するものとする。

2 市長は、消防団応援の店から要望があったときは、電磁的記録（電子的方式、

磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録をいう。)により表示証を交付することができる。

(表示証の掲示等)

第6条 消防団応援の店は、次に掲げる場所等に表示証を表示することができる。

- (1) 当該消防団応援の店の店舗、事務所等
- (2) 当該消防団応援の店が作成するパンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁気的方式(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式をいう。)により行う映像その他の広告物

(団員証の交付)

第7条 市長は、団員及びその家族に対し、団員証を交付するものとする。

- 2 団員証の紛失、盗難、破損等により再発行を希望する団員及びその家族は、再交付を受けることができる。

(団員証の提示)

第8条 団員及びその家族は、優遇措置を受けようとするときは、団員証を提示するものとする。

- 2 消防団応援の店は、優遇措置を希望する団員及びその家族に対し、団員証の提示を求めることができる。

(認定の取消し)

第9条 市長は、消防団応援の店が次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 事業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 詐欺その他不正な手段により認定を受けたとき。
- (3) 府中市暴力団排除条例(平成24年府中市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団員等又はこれらの者と密接な関係を有する者が経営等に関わっていることが判明したとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、消防団応援の店として適当でないと認めるとき。

- 2 前項の規定により消防団応援の店の認定を取り消された店舗等は、自らの責任において速やかに表示証を破棄しなければならない。

(消防団応援の店の公表)

第10条 市長は、消防団応援の店の名称等について、市ホームページ等で公表することができる。

(登録内容の変更及び抹消)

第11条 消防団応援の店は、登録内容を変更又は抹消しようとするときは、府中市消防団応援の店登録変更・抹消届(別記様式第3号)を市長に提出するものと

する。

(遵守事項)

第12条 団員及びその家族は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 団員証を不正に使用し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡しないこと。
- (2) 消防団応援の店に対して、当該消防団応援の店が定めた優遇措置以外の措置を強要しないこと。
- (3) 府中市消防団を退団するときは、団員証を返還すること。

2 団員及びその家族が、前項の規定に違反して消防団応援の店に損害を与えた場合は、当該団員及びその家族がその損害を賠償する責を負うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。